

議案第4号

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定する。

令和4年8月26日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行されること等に
伴い、関係する条例を整備するものである。

職員の定年引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和46年富津市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第3条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(富津市特別職の職員で非常勤のもの^のの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 富津市特別職の職員で非常勤のもの^のの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和46年富津市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員として」に改める。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第3条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年富津市条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同項」を「同法第22条の4第1項」に、「短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第4項中「前3項」を「前各項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第1項又は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成14年法律第48号)第5条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第1項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間当たり31時間までの範囲内で、任命権者が定める。

第3条中「短時間勤務職員に」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に」に改める。

第4条第2項本文中「短時間勤務職員に」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員に」に改め、同項ただし書中「及び短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項第1号中「及び短時間勤務職員」を「、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正)

第4条 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された職員を除く。）」を削り、同項第3号中「地方公務員法」の次に「（昭和25年法律第261号）」を加え、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 富津市職員の定年等に関する条例第9条第1項から第4項までの規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

(富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第5条 富津市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年富津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

(富津市職員の再任用に関する条例の廃止)

第6条 富津市職員の再任用に関する条例（平成25年富津市条例第13号）は、廃止する。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第2条 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員は、同法による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみな

して、第2条の規定による改正後の富津市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の規定を適用する。

(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第3条 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項（これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。）で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第3条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例（以下この条において「新勤務時間条例」という。）第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新勤務時間条例の規定を適用する。

(公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

第4条 第4条の規定による改正後の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（次項において「新派遣等条例」という。）第2条第2項第1号の規定は、地方公務員法の一部を改正する法律附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員には適用しない。

2 富津市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年富津市条例第 号）附則第2条第1項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、富津市職員の定年等に関する条例（昭和59年富津市条例第1号）第4条第2項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、新派遣等条例の規定を適用する。